令和 8 年度

HTTR 使用済燃料の照射後試験計画作成に向けた調査検討

令和 8 年 11 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗原子力工学研究所

高温工学試験研究炉部

I. 一般仕様

1　件名

令和8年度　HTTR使用済燃料の照射後試験計画作成に向けた調査検討

2　目的及び概要

2030 年代後半の運転開始を目標とする高温ガス炉の国内実証炉の 1 次炉心には、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」という）大洗原子力工学研究所の高温工学試験研究炉（HTTR）と同仕様の燃料の使用が計画されている。そのため、原子力機構は実証炉許認可で必要となる燃料性能に係るデータベース構築に向けて、実証炉と同仕様でかつ実炉体系で照射された HTTR 使用済燃料を対象とした照射後試験（PIE; Post Irradiation Examination）を行い、燃料破損メカニズムに係るデータの取得を計画している。本件は、経済産業省資源エネルギー庁の受託事業である高温ガス炉実証炉開発事業（超高温を利用した水素大量製造技術実証事業）の一環として、今後発生する HTTR の使用済燃料を用いた照射後試験を行うために、試験場所及び HTTR 使用済燃料の輸送に係る調査等を行うものである。令和 7 年度は、照射後試験を実施可能な施設及び試験項目の調査、並びに使用済燃料の運搬に係る調査を行った。

今年度は、照射後試験の実施に向けて使用済燃料の輸送に係る機器の検討及び輸送容器の容器承認に係る調査として、輸送容器の適合性評価、日本核燃料開発株式会社（NFD）ホットラボ棟へ HTTR 使用済燃料を搬入するための機器の検討 ・設計及び輸送容器の容器承認取得に係る調査を行う。加えて、NFD における施設・設備仕様の詳細調査を行う。

なお、受注者は本作業の目的を十分理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、本作業に定められた作業を実施するものとする。

3　作業実施場所

受注者側実施施設

4　納期

令和 9 年 3 月 19 日

5　作業内容

(1)　使用済燃料の輸送に係る機器の検討及び輸送容器の容器承認に係る調査

1. 輸送容器の適合性評価
2. 日本核燃料開発株式会社（NFD）ホットラボ棟へ HTTR 使用済燃料を搬入するための機器の検討 ・設計
3. 輸送容器の容器承認取得に係る調査

(2)　NFD 施設詳細調査

6　支給物品及び貸与品

6.1　支給品

なし

6.2　貸与品

1) 品名：JMHL-78Y-15T 型に関する設計情報

2) 数量：1 式

3) 引渡場所・時期・方法：別途調整の上決定する

7　提出図書

受注者は、次の書類を提出すること。また、提出に当たっては提出期限を遵守すること。

No.	図書名称	様式	提出期限	部数
1	実施計画書（工程表含む）	受注者	契約後速やかに	1 部
2	委任先又は中小受託事業者等の承認について ※下請負等がある場合に提出のこと	機構様式	契約後速やかに	1 部
3	打ち合わせ議事録	受注者	打合せの都度	1 部
4	中間報告書	受注者	令和 9 年 1 月 29 日	1 部
5	最終報告書	受注者	納期まで	1 部
6	報告書、検討結果を収めた CD-R	受注者	納期まで	1 式

提出先：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗原子力工学研究所

高温工学試験研究炉部

報告書の文章は Microsoft Word、図表については Microsoft Excel、PowerPoint（いずれも Windows 版）、あるいは同等互換のあるソフトで作成すること。

8　納入場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗原子力工学研究所　指定場所

9　検収条件

「7.提出書類」の確認及び原子力機構が仕様書の定める業務が実施されたと認めた時を以て、

業務完了とする。

10 検査員及び監督員

検査員

（１）一般検査　管財担当課長

監督員

（１）高温工学試験研究炉部　HTTR 技術課員

11 グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、ＯＡ機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

12 協議

本仕様書に記載されていない事項あるいは記載されている事項について疑義が生じた場合は別途協議の上決定するものとする。

13 機密保持

受注者は本業務において知り得た情報を管理し、本業務遂行以外の目的で、受注者及び下請会社を除く第三者への情報の開示および提供を行ってはならない。また、発注者から提供される技術資料、情報を第三者に提供する必要が発生した場合には、予め書類による許可を求め、発注者の承認を得ること。

14 その他

- 受注者は発注者と緊密な連絡を取りつつ作業を行うこと。
- 受注者は発注者と定期的な打合せを実施すること（頻度は受注者と協議の上で決定）
- 発注者が必要と認めた場合には随時技術打ち合わせを行うこと。
- 受注者は、別添「特約条項」に基づき、原子力機構が保持する特定核燃料物質の防護に関する詳細な事項の情報の保持に関する遵守事項を遵守しなければならない。
- 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは

公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。

・ 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。

15. 情報セキュリティ

受注者（以下「乙」という。）は、本契約の履行に当たり、情報セキュリティの強化のため、契約条項記載の情報セキュリティに係る遵守事項に加え、以下に特約する内容を遵守するものとする。

（情報セキュリティインシデント発生時の対処方法及び報告手順）

第１条 乙は、情報セキュリティインシデントが発生した際の対処方法（受注業務を一時中断することを含む。）及び発注者（以下「甲」という。）に報告する手順について整備しておかなければならない。

（情報セキュリティ強化のための遵守事項）

第２条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、甲の情報セキュリティ強化のために、甲が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。

(1) この契約の業務を実施する場所を、情報セキュリティを確保できる場所に限定し、それ以外の場所で作業をさせないこと。

(2) 業務担当者に遵守すべき情報セキュリティ対策について教育・訓練等を受講させるとともに、業務担当者には甲の情報セキュリティ確保に不断に取り組み、甲の情報及び情報システムの保護に危険を及ぼす行為をしないよう誓約させること。また、業務担当者の異動・退職等の際には異動・退職後も守秘義務を負うことを誓約させ、これを遵守させること。

(3) 暗号化を要する場合は、「電子政府推奨暗号リスト」に記載された暗号化方式を実装し、暗号鍵を適切に管理すること。

(4) 甲の承諾のない限り、この契約に関して知り得た情報を受注した業務の遂行以外の目的で利用しないこと。

(5) 甲が提供する情報を取り扱う情報システムへの不正アクセスを検知・抑止するために、ログを取得・監視し全ての業務担当者についてシステム操作履歴を取得すること。

(6) 甲が提供する情報を格納する装置、機器、記録媒体及び紙媒体について、業務担当者のみがアクセスできるよう施錠管理や入退室管理を行い、セキュアな記録媒体の使用や使用を想定しないUSB ポートの無効化、機器等の廃棄時・再利用時のデータ抹消など想定外の情報利用を防止すること。

(7) 情報システムの変更に係る検知機能やログ解析機能を実装し、外部ネットワークへの接続を伴う非ローカルの運用管理セッションの確立時には、多要素主体認証を要求するとともに定期的及び重大な脆弱性の公表時に脆弱性スキャンを実施し、適時の脆弱性対策を行うこと。

(8) システムの欠陥の是正及び脆弱性対策について、対策計画を策定し実施するとともに、システムの欠陥の是正及び脆弱性対策等の情報セキュリティ対策が有効に機能していることの継続的な監視と確認を行うこと。
(9) 委任をし、又は下請負をさせた場合は、当該委任又は下請負を受けた者に対して、業務担当者が遵守すべき情報セキュリティ対策についての教育・訓練等を行うこと。
(10)契約条項に基づき甲が乙に対して行う情報セキュリティ対策の実施状況についての監査の結果、情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合には、甲と協議の上改善を行い、甲の承諾を得ること。
(11) 契約の履行期間を通じて前各号に示す情報セキュリティ対策が適切に実施されたことの報告を含む検収を受けること。また、本契約の履行に関し、甲から提供を受けた情報を含め、本契約において取り扱った情報の返却、廃棄又は抹消を行うこと

以上

Ⅱ．技術仕様

(1) 使用済燃料の輸送に係る機器の検討及び輸送容器の容器承認に係る調査

令和 8 年度は、NFD－JMTR 間の輸送等で使用実績のある JMHL 型輸送容器を HTTR 使用済燃料の輸送に適用することを想定し、以下の検討及び調査を実施する。

1. 輸送容器の適合性評価

令和 7 年度の調査で、HTTR 使用済燃料（燃料棒）の輸送容器に必要な遮へい材厚さの検討を行った。令和 8 年度は以下の仕様の検討を行う。

・ 発注者が指定する輸送容器（JMHL-78Y-15T 型）における材質、遮蔽体形状、遮蔽体配置及び HTTR 使用済燃料の冷却期間（0.5 年、1 年、2 年）を考慮して、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」の基準値（容器表面：2 mSv/h、容器から 1 m 離れた位置：100 μSv/h）への適合性を評価する。評価に必要な輸送容器の情報（図面等）及び輸送物の情報（放射能量等）は発注者から受注者へ提示するものとする。

2. 日本核燃料開発株式会社（NFD）ホットラボ棟へ HTTR 使用済燃料を搬入するための機器の検討 ・設計

令和 7 年度の調査で、PIE 実施可能性のある施設として NFD のホットラボ棟を抽出した。令和 8 年度は、HTTR から NFD ホットラボ棟へ使用済燃料を輸送することを想定し、以下の検討及び設計を行う。

・ NFD 到着後からホットラボ棟のセル内に使用済燃料を移動させるために必要な治具を検討し、仕様設計を行う（対象にはセルとの接続口に適合する治具を含む）。なお、NFD 内の機器の検討のために受注者からの要望がある場合は HTTR 施設の見学は行えるものとする。

3. 輸送容器の容器承認取得に係る調査

・ 輸送容器の容器承認を取得するために必要な試験及び安全解析、輸送物に関する情報、並びに手続きについて整理する。容器承認取得手続きについては、申請に必要な書面、手続き及び容器承認取得までの一連のフローの整理結果を含める。

・ 容器承認を新規取得する場合と、容器承認取得済みの輸送容器について輸送物の変更等による容器承認の取り直しを行う場合の試験、安全解析及び手続上の差異について整理する。

(2) NFD 施設詳細調査

令和 7 年度は、NFD ホットラボ棟で実施可能な PIE 試験項目及び PIE で使用する設備の配備状況の調査を行った。令和 8 年度は以下の項目の調査及び検討を行う。なお、NFD ホットラボ棟に搬入し、そこで PIE を実施する対象は HTTR 使用済燃料棒 1 本を想定する。

・ セル配置、セル内スペース、セル間接続口（配管）サイズの調査。

・ 既設設備の詳細仕様の調査及び整理。

・ PIE 実施のために新規導入が必要な設備の整理（設備の種類・仕様、セル内外における

設置可能場所、ユーティリティの整備、等)。

別添　　受注者との特約条項

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「発注者」という。）と受注者とは、本契約に関し、発注者が保持する特定核燃料物質の防護に関する詳細な事項の情報（以下「核物質防護情報」という。）の保持に関する遵守事項（以下「本特約条項」という。）を次のとおり定める。

（受注者の一般義務）
第１条　受注者は、本特約条項の定めるところにより、核物質防護情報の漏えい防止等、核物質防護情報の保持に万全を期さなければならない。

（法令との関係）
第２条　核物質防護情報の管理は、本特約条項に定めるもののほか、次の法令の定めに従う。
(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）
(2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令
(3) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「試験炉規則」という。）
(4) 核燃料物質の使用等に関する規則（以下「使用規則」という。）

（用語の定義）
第３条　本特約条項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。
(1)「核物質防護情報」とは、試験炉規則第 14 条の 3 第 2 項第 19 号及び使用規則第 2 条の 11 の 10 第 2 項第 19 号に「知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること」と規定された特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に係る情報をいう。
(2)「核物質防護秘密」とは、核物質防護情報のうち、試験炉規則第 14 条の 3 第 2 項第 19 号イからリまで及び使用規則第 2 条の 11 の 10 第 2 項第 19 号イからリまでに該当する情報をいう。
なお、本特約条項では、発注者から貸与された核物質防護秘密（写しを含む。）を含める。
(3)「管理情報」とは、核物質防護情報のうち、前号の核物質防護秘密以外の情報をいう。
(4)「秘密保持義務者」とは、原子炉等規制法第６８条の２第１項及び第２項に基づき、秘密保持義務が課せられる者をいう。
(5)「情報管理責任者」とは、受注者において、核物質防護情報を取り扱う業務を統一的に管理する者をいう。
(6)「核物質防護秘密取扱者」とは、受注者における秘密保持義務者のうち、前号の情報管理責任者以外の者をいう。
(7)「情報取扱者」とは、受注者において、核物質防護情報を取り扱う者をいう。

（情報管理責任者の選任等）
第４条　受注者は、本契約に基づく業務に着手する前に、情報管理責任者を選任（変更を含む。）し、核物質防護情報を取り扱う業務を統一的に管理させなければならない。

（情報取扱者の指定等）
第５条　受注者は、核物質防護秘密取扱者を指定（変更を含む。）し、情報管理責任者に管理させなければならない。
２　情報管理責任者は、核物質防護秘密取扱者に原子炉等規制法第６８条の２第２項に定める「秘密保持義務」があること及び核物質防護秘密を漏えいした場合、同法第７８条第１項に基づき罰則を受ける旨を通知しなければならない。
３　情報取扱者は、正当な理由なく、業務上知り得た核物質防護情報を当該情報に関係する情報取扱者以外の者に漏らしてはならない。

（核物質防護秘密の受渡し）
第６条　情報管理責任者は、発注者から貸与された核物質防護秘密を台帳等に記録し、管理しなければならない。
２　受注者は、契約終了時に、発注者から貸与された核物質防護情報を速やかに返却しなければならない。

（核物質防護秘密の指定等）
第７条　情報管理責任者は、核物質防護秘密を指定（指定解除を含む。）し、台帳等により管理しなければならない。
２　受注者は、前項の指定が法令等を遵守していることを確認しなければならない。
３　情報取扱者は、指定を解除した核物質防護秘密を廃棄しなければならない。ただし、指定を解除した後、管理情報として取り扱う場合は、この限りでない。

（核物質防護秘密の指定前の取扱い）
第８条　情報管理責任者は、核物質防護秘密の指定対象と成り得る情報について、核物質防護秘密に準じた管理を行わなければならない。また、当該情報を核物質防護秘密に指定する場合には、第７条第１項に基づく手続を速やかに実施しなければならない。

（情報保護区域の設定及び管理）
第９条　情報管理責任者は、核物質防護秘密の管理を行うための区域（以下「情報保護区域」という。）を設定する。
２　情報保護区域は、原則として壁で仕切り、出入口を施錠管理し、秘密保持義務者以外の者が

管理されない状態で入室できない措置及び専用のパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）以外のパソコン、スマートフォン、電子媒体等により外部に核物質防護秘密の持ち出し又は発信若しくは伝送することが可能な機器の持込みを禁止する措置を講ずる。

（核物質防護情報の取扱い）

第１０条　情報管理責任者は、核物質防護秘密の冊子等の表紙及び背表紙に「核物質防護秘密」と押印、印刷等により明記し、核物質防護秘密であることを識別するとともに、登録番号を記載し、台帳等により管理しなければならない。また、核物質防護秘密を含む冊子等には、核物質防護秘密が含まれている旨を明記するため、全てのページに「核物質防護秘密」と押印、印刷等により明記しなければならない。

２　情報管理責任者は、管理情報の冊子等の表紙及び背表紙に「管理情報」又は「取扱注意」と押印、印刷等により明記し、管理情報であることを識別するとともに、管理情報を含む冊子等には、管理情報が含まれている旨を明記するため、全てのページに「管理情報」又は「取扱注意」と押印、印刷等により明記しなければならない。

３　核物質防護秘密取扱者は、次の行為を行う場合、情報管理責任者の許可を得なければならない。

(1) 核物質防護秘密の写しの作成

(2) 核物質防護秘密（以下、写しを含む。）の郵送等、社外への持出し（電子メール、FAX 等の電子情報を含む。）

４　情報管理責任者は、前項第１号を許可する場合、作成する部数を最低限に限定するとともに、当該情報に登録番号を記載し、台帳等にて管理しなければならない。

５　核物質防護秘密取扱者は、第３項第２号の行為を行う場合、機密性が確保される運搬・伝達方法によることとし、次のいずれかの措置を講じる。

(1) 核物質防護秘密取扱者間（発注者の核物質防護秘密取扱者を含む。）で、直接授受する。

(2) 送付する場合は、郵便書留等、配送状況が確認可能な措置を講ずるとともに、核物質防護秘密取扱者間（発注者の核物質防護秘密取扱者を含む。）で送受信の連絡を取り合う。

(3) 管理情報を電子メールで取り扱う場合は、情報取扱者間で連絡を取り合い、第１９条第２項に基づき実施する。

６　核物質防護秘密取扱者は、不要となった核物質防護秘密の写しを廃棄しなければならない。

（核物質防護情報の保管）

第１１条　情報管理責任者は、情報保護区域にて核物質防護秘密を保管する。ただし、情報保護区域での保管が困難な場合は、秘密保持義務者以外の者が核物質防護秘密にアクセスすることがないよう、施錠管理された金庫、キャビネット等で保管するものとし、当該金庫、キャビネット等の鍵の管理について、紛失や盗取（複製を含む。）がなされないように適切に管理する。

２　情報管理責任者は、前項の情報保護区域の鍵等を限定された核物質防護秘密取扱者に管理さ

せることができる。
３　情報取扱者は、管理情報を含む文書等、電子データを格納した外部記憶装置等は、戸棚等に施錠して保管するとともに、適切に管理されていることを定期的に確認する。

（核物質防護情報の開示）
第１２条　情報管理責任者は、発注者から貸与された核物質防護情報を情報取扱者以外に開示してはならない。ただし、法令等に基づき、国の行政機関又は地方公共団体の職員から、当該情報の開示要請を受けた場合には、速やかに発注者に報告するとともに、発注者の指示により対応しなければならない。
２　受注者は、下請負を使用している場合、前項の規定にかかわらず、情報管理責任者の許可を得て、下請負に核物質防護情報を開示することができる。

（核物質防護情報に関する教育）
第１３条　受注者は、情報管理責任者及び情報取扱者に核物質防護情報の漏えい防止等、核物質防護情報の保持に必要な知識を習得させるための教育を実施しなければならない。

（核物質防護情報の廃棄）
第１４条　受注者は、第７条第３項及び第１０条第６項に基づき、核物質防護情報及び核物質防護情報の写しを廃棄する場合、焼却、細断その他復元不可能な方法で廃棄しなければならない。
２　情報管理責任者は、前項により核物質防護秘密を廃棄した場合、台帳等により、記録を作成しなければならない。

（異常時等の措置）
第１５条　受注者は、核物質防護情報の紛失、漏えい又はそれらのおそれがあることを発見した場合、必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告しなければならない。

（下請負に関する報告）
第１６条　受注者は、核物質防護情報に係る業務を第三者に発注してはならない。ただし、下請負に本契約の業務の一部を発注する場合には、あらかじめ、発注者に対し、下請負の会社名を報告しなければならない。

（下請負の適合性確認）
第１７条　受注者は、下請負に核物質防護情報を取り扱う業務を発注する場合、下請負が核物質防護情報を保持する能力があることを、次の要求事項に基づき、確認しなければならない。
(1) 核物質防護情報の保持のために必要な措置に関し、遵守すべき規則を定めていること
(2) 核物質防護情報の取扱いを管理する体制が整っていること

(3) 核物質防護情報の保持のために必要な措置に関する教育を行っていること
(4) 核物質防護情報を保管するための設備、その他核物質防護情報の保持のために必要な設備を設置していること

（下請負との契約の締結）
第１８条　受注者は、下請負と契約を締結する場合、次の要求事項を契約の特約条項として定めなければならない。
(1) 下請負の情報管理責任者の選任に関すること
(2) 核物質防護情報の取扱い、保管、廃棄等の手続きに関すること
(3) 核物質防護情報の管理状況の確認に関すること
(4) 核物質防護情報の漏えい等、異常時における対応措置に関すること
(5) 秘密保持義務者への通知に関すること
(6) 情報取扱者に対する教育に関すること
(7) 下請負に業務の一部を発注する場合、受注者による下請負の管理に関すること
(8) 発注者による監査の受入れに関すること
(9) 前各号に掲げるもののほか、核物質防護情報の保持のために必要な措置に関すること

（パソコンの使用条件等）
第１９条　受注者は、核物質防護情報を取り扱うパソコンを使用する場合には、以下の措置を講じなければならない。
(1) 核物質防護秘密を電子データで取り扱うパソコン及びこれに接続するプリンターは、情報保護区域内に設置し、パソコンについては区域外への持ち出しを禁止するとともに、パソコン本体に核物質防護秘密が保存されているもの（データ消去用ソフト等によりデータを消去しておらず、核物質防護秘密が残存している可能性のあるものを含む。）は盗難防止措置を施さなくてはならない。
(2) 管理情報を電子データで取り扱うパソコンは、原則として、外部と接続していない独立した状態（独立したネットワークを含む。）とする。ただし、やむを得ず、外部との接続を行う場合には、ファイヤウォール等により保護されたネットワーク環境を施さなくてはならない。
(3) パソコン、外部記憶装置等は、パスワード等にて、アクセス制限を行わなければならない。
(4) 核物質防護情報を取り扱うネットワークに専用フォルダ等を設けた場合には、パスワード等にて、当該フォルダ等へのアクセス制限を行わなければならない。
(5) パソコンには、情報漏えいの原因となり得るファイル交換ソフト等をインストールしてはならない。
(6) 核物質防護情報は、私有のパソコンで取り扱ってはならない。
２　情報取扱者は、電子データの核物質防護情報を取り扱う場合、前項の措置を講ずるとともに、パスワード等による電子記録媒体へのアクセス制限を講じなければならない。

３　前二項のアクセス制限を行うためのパスワード等は、定期的に見直さなければならない。
４　情報管理責任者は、第１項及び第２項の措置が講じられていることを定期的に確認しなければならない。

（記録管理）
第２０条　情報管理責任者は、核物質防護秘密に関する台帳等の記録を作成し、保存しなければならない。

（核物質防護情報の管理状況の確認）
第２１条　受注者は、核物質防護情報の取扱いの状況について、定期的に確認しなければならない。
なお、下請負を使用している場合には、下請負が取り扱う核物質防護情報の取扱い状況についても、必要に応じて確認しなければならない。

（契約の解除）
第２２条　異常時の発生その他のやむを得ない事由により、発注者が本契約の一部又は全部を解除した場合、受注者は、発注者の指示に従い、核物質防護情報の返却等に応じなければならない。
２　発注者、受注者間で本契約が解除された場合においても、本特約条項は、その効力を継続する。

（発注者の監査）
第２３条　受注者は、発注者の要求があれば、いつでも本特約条項の遵守状況に関する報告に応じなければならない。
２　前項の報告の結果、発注者より改善事項を要求された場合には、速やかに対応しなければならない。